米沢市における部活動の在り方に関する方針

米沢市教育委員会 令和2年3月

目 次

1	はじ	ごめに ・	• •	• •	• •			•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
2	米沙	尺市によ	おける	本方釒	计策定	定の	趣旨	音等	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
3	適均	りな運営	含のたる	めの作	本制建	整備		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
4	合理	胆的でか	2つ効	率的	• 効!	果的	な混	動	の打	惟	進位	の †	こめ	らの	取	組	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
5	適均	りな部沿	5動の)	軍営	• •	• •		•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
6	部活	舌動によ	さける ₹	事故隊	方止し	こつ	いて	·	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
7	生徒	きのニー	ーズを	踏まえ	えたま	環境	の整	修備	•		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
8	学校	を単位 て	で参加・	するフ	大会等	等の	見直	Ιl	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9
< ;	参考	資料>																								
参.	照1	事故発	烂生時 (の連絡	各体制	到•		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	10		
参.	照2	心停止	に対	する原	た 急き	手当		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	11		
参.	照3	熱中症	三予防の	の原則	[i] •			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	12		
参.	照4	熱中症	[対応]	フロー	- •			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	13		
参.	照5	落雷事	本故 防	止の際	方止し	こつ	いて	-	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	14		
参	昭 6	落雷基	磁生												•	•							•	14		

米沢市における部活動の在り方に関する方針

1 はじめに

学校教育の一環として行われる部活動においては、生徒の多様な体験を充実させたり、健全 な成長を促したり、自己肯定感を高めたりする等、教育的意義が大きい活動である。

しかしながら、部活動の過熱化による長時間の活動がもたらす生徒への身体的・精神的負担 や教員の業務負担の軽減の観点からも、望ましい部活動環境の構築が求められている。

「米沢市における部活動の在り方に関する方針」(以下、「本方針」という。)は、運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(平成30年3月策定・公表)と山形県における運動部活動の在り方に関する方針(平成30年12月策定)及び、文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(平成30年12月策定・公表)と山形県における文化部活動の在り方に関する方針(令和元年7月策定)に基づいて策定をしたものである。本市の生徒が心身の調和のとれた発達をし、家族との団らんや地域活動の機会を尊重できるよう、市、学校、家庭、地域の関係者等が連携を図りながら、望ましい部活動の在り方を定めるものである。

2 米沢市における本方針策定の趣旨等

- (1) 本方針は、義務教育である中学校段階の部活動を主な対象とし、生徒にとって望ましい 部活動の環境を構築するという観点に立ち、部活動が以下の点を重視して、地域、学校、 競技種目、分野、活動目的等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。
 - ① 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、 生徒がスポーツや芸術文化等の活動のよさに触れることで、生涯にわたって豊かな生活を 実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生 活を送ることができるようにすること。
 - ② 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を 図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこととし、各学校においては、活動を強制 することがないよう、留意すること。
 - ③ 学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。
 - ④ 文化部活動では、その多様性に留意し、可能な限り、生徒の多様なニーズに応じた活動が行われるよう、実施形態等の工夫を図ること。
- (2) 米沢市立中学校にあっては本方針に則り、持続可能な部活動の在り方について検討し、 速やかに改革に取り組む。
- (3) 米沢市教育委員会(以下、「教育委員会」という。)は、学校が行う改革に必要な支援等

に取り組む。

(4) 教育委員会は、本方針に基づく各学校の部活動改革の取組状況について、定期的にフォローアップを行う。

3 適切な運営のための体制整備

- (1) 部活動方針の策定等
 - ① 校長は、本方針に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」(以下、「学校の方針」という。)を策定する。各部活動の顧問(以下、「顧問」という。)は、年間の活動計画 (活動日、活動時間、休養日及び参加予定大会日程等)及び活動実績(活動日時、休養日及び大会参加日程等)を作成し、定期的に校長に提出する。
 - ② 校長は、「学校の方針」及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。
 - ③ 教育委員会は、上記②に関し、各学校において部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ① 校長は、生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保及び教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の運動部及び文化部を設置する。
- ② 教育委員会は、各学校の生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用して学校に配置する。
- ③ 部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的根拠に基づく指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や体罰はいかなる場合も許されないこと、服務(校長の監督を受けることや生徒・保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等)を遵守する。また、これらの内容に関し、定期的に研修を行う。
- ④ 校長は、顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行う等、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、地域等の指導者からの協力を得る等、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- ⑤ 校長は、定期的な活動計画及び活動実績の確認等により、各運動部及び文化部(以下、「各部」という。)の活動内容を把握し、適切な活動となるよう、また、教員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。
- ⑥ 校長は、部活動を適切に運営するために、部活動運営委員会を設置し、各部の取組内容

の確認や評価を行い、改善に努める。なお、部活動運営委員会は、学校の教職員のみならず、保護者、地域の関係者、地域医療関係者等も組織に加える等し、活動内容や活動時間、 学校と保護者の連携及び学校と地域の連携等について、理解や協力を求めるよう努めることが望ましい。

- ① 県教育委員会及び教育委員会は、顧問、部活動指導員及び外部指導者等を対象とする、 指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする部活動の適切な運 営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。
- ⑧ 教育委員会及び校長は、教員の部活動への関与について、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインの策定について(平成31年1月25日付け30文科初第1424号文部科学省初等中等教育局長通知)」及び「学校における働き方改革に関する取組の徹底について(平成31年3月18日付け30文科初第1447号文部科学事務次官通知)」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。
- ⑨ 校長は、各部の運営では保護者等の理解と協力が重要であることから、スケジュールや 活動状況等の情報を常に共有し、信頼関係を深めるよう努める。また、各部の保護者会等 が設置されている場合は、保護者会運営の主体、学校への支援体制及び会計責任等につい て保護者会等との役割を明確にし、共通理解を図るよう努める。

4 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

- (1) 適切な指導の実施
 - ① 校長及び顧問は、部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理(スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む)、事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等)に努めるとともに、体罰・ハラスメントの禁止を遵守する。教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。
 - ② 顧問は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から、休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、必ずしも体力・運動能力及び技術・技能の向上につながらないこと等を正しく理解する。
 - ③ 顧問は、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎及び生徒の芸術文化等の能力向上や生涯を通じて芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がそれぞれの目標を達成できるよう、競技種目や各分野の特性等を踏まえた適切な指導を行う。

また、専門的知見を有する教員や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

(2) 部活動指導のための各種手引の活用

運動部顧問は、中央競技団体が作成した指導手引や「運動部活動外部指導者の手引き」(平成30年3月県教育委員会)を、文化部顧問や指導者は、文化部活動に関わる各分野の関係団体等が作成した指導手引きを活用して、4(1)に基づく指導を行う。

5 適切な部活動の運営

(1) 部活動の運営

教育委員会及び学校は、部活動における休養日及び活動時間について、成長期にある生徒が、様々な活動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究*1も踏まえ、以下を基準として遵守する。

*1 「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」(平成29年12月18日 公益財団法人日本体育協会※)において、研究等が競技レベルや活動場所を限定しているものではないことを踏まえた上で、「休養日を少なくとも1週間に1~2日設けること、さらに、週当たりの活動時間における上限は、16時間未満とすることが望ましい」ことが示されている。

※団体名称を「公益財団法人日本スポーツ協会」に変更(平成30年4月1日)

① 学期中の休養日の設定

- ア 平日は1日(定時退校日)以上、週休日は1日以上の休養日を設ける。
- イ 各種大会や練習試合、施設使用の関係で、週休日の両日に活動を行わなければならない場合は、定時退校日の他、平日に1日休養日を設ける。

② 1日の活動時間

- ア 長くとも、平日では2時間程度、学校の休業日(週休日、休日、長期休業日)では3 時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- イ 学校の休業日(週休日、休日、長期休業日)の練習試合や合同練習会等も同様の活動 時間とする。ただし、中体連主催大会や中文連主催大会、コンクール、コンテスト、発 表会等の前に学校独自の休養日・活動時間を設定して活動する一定の期間は除く。
- ウ 上記の活動時間とは、通常の練習の活動時間であり、中体連主催大会や中文連主催大会、コンクール、コンテスト、発表会等や合宿、地域からの要請により参加する地域の 行事・催し等については上記活動時間を適用しなくても良いが、毎週のように参加する 等により、生徒や教員の過度な負担とならないようにする。

③ 長期休業中の休養日の設定

- ア 長期休業中は学校週5日制の趣旨を踏まえ、土曜日・日曜日を休養日とする。
- イ 各種大会や練習試合、施設使用等がある場合は、週2日の休養日を設けるよう配慮する。
- ウ 部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設け

る。

- エ ある程度長期の休養期間後に部活動を再開する場合には、生徒の身体的な負担を考慮して、急激に再開せずに段階的に活動を始める等、怪我の防止に努める配慮をする。
- ④ 学期中の始業前練習(朝練習)

ア 顧問の指導の有無に関わらず、継続的な始業前の部活動及び自主練習等は行わない。 イ ただし、校長が、中体連主催大会や中文連主催大会、コンクール、コンテスト、発表 会等の前や活動場所の割当等の事情があると認める場合は、一定の期間において実施す ることができるものとするが、学習が始まる前の時間帯であることを考慮した内容や強 度となるよう計画するとともに、1日を通して、上記で定めた活動時間を超えないよう 配慮する。

⑤ 部活動の活動期間

ア 部活動への参加は、第3学年における中体連主催や中文連主催、コンクール、コンテスト、発表会等への出場が終了するか、東北大会、全国大会に出場する場合は、その期間までとする。

⑥ 学校管理下外の生徒の活動について

ア 関係団体 (クラブ等) での活動

校長は、顧問(生徒が部活動に所属していない場合は担任)に対し、個人として 自らの技術の向上を目指し、学校外の地域スポーツクラブ及び地域芸術文化関係団体 に所属し活動している生徒については、その活動の実態を把握するよう指導する。

イ 保護者会主催の活動*2(クラブ)

校長は、保護者会が設置されている部活動について、その目的が学校部活動の支援・協力・応援にあることを確認し、保護者会が単独で練習会(クラブ活動等)を主催したりすることのないよう保護者の理解と協力を得る。

- *2 保護者会主催の活動(クラブ)とは、単一学校の単一部活動の部員のみで構成し、 当該学校の部活動に引き続き活動したり、部活動が休養日の時に活動したりするこ とをいう。
- ウ 部活動と同じ内容の学校管理下外の活動*3 について

校長は、顧問に対し、学校管理下外の地域スポーツクラブ及び地域芸術文化関係団体 (以下、「地域の団体」という。)の活動が、学校の部活動と同じ内容の活動を行ってい る実態を把握した場合には、生徒の過度な負担とならないよう、学校の部活動と地域の 団体の活動日・活動時間を合わせても、上記①~④の基準内の活動となるように、各団 体関係者、保護者の理解と協力を得られるよう指導する。

なお、校長は、地域の団体への部員の加入については 必ず任意とし、保護者会として強制加入させたり、加入しなければならないような雰囲気になったりすることのないよう、各団体関係者、保護者に理解と協力を得る。

*3 学校の顧問、部活動指導員や外部指導者がクラブの指導者となっており、構成メンバーが学校の部活動の部員とほぼ変わらないメンバーで、学校の部活動に引き続き行われたり、部活動が休養日の時に活動したりする地域の団体の活動を指す。「地域スポーツクラブ」とは、①総合型地域スポーツクラブ、②スポーツ少年団、③単一種目スポーツクラブを指す。

<部活動の運営についての概要>

/ ★ 美口	週当たり:平日1日以上									
休養日 	土曜日及び日曜日(以下、「週休日」という)1日以上									
活動時間	平日2時間程度、週休日等3時間程度									
長期休業中	土曜日・日曜日									
の休養日	ある程度長期の休養期間を設ける (連続した休養日の設定)									
	禁止									
始業前練習	※校長が認める場合、一定の期間において実施可能だが、活動									
	の内容や時間には十分に配慮をする。									
	第3学年における中体連主催の大会や中文連主催大会、コンクー									
部活動の活動期間	ル、コンテスト、発表会等の出場が終了するまで									
	東北大会、全国大会に出場する場合は、その期間まで									
保護者会主催の	保護者会が単独で練習会(クラブ活動)を主催することのないよ									
練習会	う保護者の理解と協力を得る									
部活動と同様の	部活動の活動時間と併せて上記基準内の活動とする									
クラブ等の活動										

- (2) 校長は、3(1)①に掲げる「学校の方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえるとともに、本方針に則り、休養日及び活動時間等を設定し生徒及び保護者に通知する。また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。
- (3) 休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、以下のようなことも考えられる。
 - ① 定期試験前後の一定期間等に部活動休養日を設ける。
 - ② 中体連主催の大会や中文連主催大会、コンクール、コンテスト、発表会等の前の一定期間において、学校独自の休養日・活動時間を設定して活動する特別強化期間等を設ける場合には、少なくとも週1日の休養日を設けたうえで、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定め、休養日を振替える。

6 部活動における事故防止について

部活動の活動内容は多岐に渡っている。活動内容によっては、事故防止について十分配慮する

必要がある。また、生徒の体調の急変等に対応しなくてはならない場合が考えられるので留意して活動する。

- (1) 活動前における配慮事項
 - ① 連絡体制の整備と健康状態の把握

ア 校長は、学校の管理下において事故が発生した場合に備え、学校の危機管理マニュア ル (部活動中の事故を含む)を確立し、平素から顧問・生徒・学校で共通理解を図る。

- イ 校長は、顧問に対し、生徒の既往症(心臓疾患やアレルギーの有無等)を事前に把握 し、万一の際の対処法を養護教諭、生徒本人及び保護者と確認するよう指導する。
- ウ 顧問は、活動前に生徒の体調確認を行う等、事前の事故防止を徹底する。

※ 参照1:事故発生時の連絡体制

参照2:心停止に対する応急手当

参照3:熱中症予防の原則

参照4:熱中症対応フロー

- ② 安全点検(施設・設備・備品・用具・AED設置場所確認)
- ア 校長は、顧問に対し、活動場所、設備、備品及び用具等の安全点検を日常的に行うよう指導する。
- イ 校長は、顧問に対し、AEDの設置場所を確実に把握するように指導するとともに、 AEDの使用方法については、顧問を積極的に研修会に参加させる等し、顧問が確実に 使用できるように努める。

(2)活動中における配慮すべき事項

- ① 体調の確認と円滑なコミュニケーション 顧問は、活動中にも生徒の体調確認を行うとともに、生徒が体調不良の際には、自らす ぐに申し出ることができるよう、生徒と円滑なコミュニケーションを図っておく。
- ② 生徒自身の管理 顧問は、生徒に対し、自ら事故や熱中症等を回避できるよう指導する。
- (3) 天候等を考慮した指導について

校長は、顧問に対し、活動時の気象情報には十分留意し、下記の点について指導する。

① 高温・多湿時において、活動等が予定されている場合については、活動の延期や見直し等、柔軟な対応を行う。なお、日程調整の関係等でやむを得ず開催しようとする場合でも、WBGT等により環境温度の測定を行い、WBGT31℃以上を指している間は原則として活動中止、WBGT28℃以上の場合は、参加する生徒の適切な選別、こまめな水分・塩分の補給や休憩の確保、軽装や着帽等、児童生徒の健康管理を最優先することとし、活動中に熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、「熱中症対応フロー」(参照4)に従

い、迅速に対応する。

- ② 雨天時等にやむを得ず活動する場合は、生徒の衣服が濡れたままで長時間活動する等して低体温症になることのないよう、健康状態に十分注意する。
- ③ 雷や暴風雨の際には、活動の中止や中断の判断を的確に行う。

※ 参照5:落雷事故の防止について

※ 参照6:落雷基礎知識

7 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた部活動の設置

① 校長は、部活動が生徒の自主的、自発的な参加に基づくものであり、生徒の運動・スポーツ活動や文化活動(以下、「多様な活動」という。)へのニーズが、友達と楽しめること、 適度な頻度で行えること等多様化している状況を踏まえ、性別や障がいの有無に関わらず、より多くの生徒の活動の機会の創出が図られる体制を地域と共に考える。

具体的な例としては、季節ごとに異なる活動、競技や大会志向でなくレクリエーション志向で行う活動、体力つくりを目的とした活動等、生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機づけ及び楽しく芸術文化等の活動に親しむ動機づけとなるものが考えられる。

- ② 県教育委員会及び教育委員会は、県中体連及び県中文連と連携し、少子化に伴い、 単一の学校では特定の競技や分野の部活動を設けることができない場合には、生徒の多様 な活動の機会が損なわれることがないよう、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加する 等、合同部活動等の体制づくりを検討する。
- ③ 山形県中学校体育連盟は、当該校の教員が行うことが原則である生徒の引率について、 学校の諸事情によりできない場合、教育委員会等の責任のもと他校教員の生徒引率を認 める等の検討を進める。

(2) 地域との連携等

- ① 教育委員会及び校長は、学校や地域の実態に応じて、地域の人々や関係団体等との連携 及び民間事業者の活用等により、学校と地域が協働・融合した形での部活動を検討する等、 生徒の多様な活動のための環境整備を進める。
- ② 教育委員会は、県教育委員会、公益財団法人山形県体育協会、市町村体育協会、競技団体及びその他の地域の団体等と連携し、学校と地域が協働・融合した形での地域のスポーツ活動や芸術文化等の活動の環境の充実を推進する。
- ③ 教育委員会は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険への加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒が多様な活動に親しめる場所が確保できるよう、学校施設の開放を推進する。

④ 教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者が共に子どもの健全な成長のための教育、 多様な活動環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進す ることについて、地域・保護者の理解と協力を促す。

8 学校単位で参加する大会等の見直し

- (1) 教育委員会は、県教育委員会及び県中体連、県中文連とともに、各種大会や地域からの 要請により参加する地域の行事・催し等の全体像を把握する。週末等に開催される様々な 大会・試合等や地域の行事・催し等に参加することが、生徒や顧問の過度な負担とならな いよう大会や行事等の見直しに向けた検討を主催者及び各競技団体に要請する。
- (2) 校長は、生徒の教育上の意義を踏まえ、生徒や顧問の負担が過度とならないよう考慮して、参加する大会等や地域の行事・催し等を精査する。

(参照1)事故発生時の連絡体制



心停止に対する応急手当

突然死に至る顕著な光候である心停止状態は、学校においては 運動時、校内活動時等に突発するが、この状態にある者の応急手当 は、初めの2~3分間にとられる行動がその者の救命を決定するの で、落ち着いて応急手当の手順を速やかに開始する。

1. 迅速な通報と心停止の認識

初めの2~3分間に取る行動が、その者の救命を決定する!



\迅速な心肺蘇生とAEDによる電気ショック

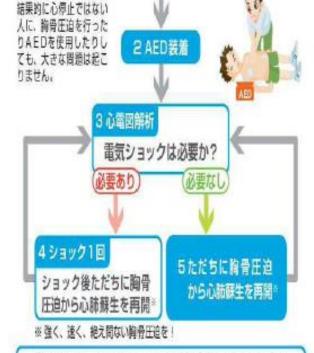
胸骨圧迫 気道確保 人工呼吸 の手順で!

※水の事故 (雨水) では、気道確保と人工呼吸を優先してください。

●強く、速く、絶え間ない胸骨圧迫を! ●すぐにAEDを装着しよう!

1心肺蘇生

- ただちに胸骨圧迫を開始する
 - 強く(成人は少なくとも 5cm、小児は胸の厚さの約 1/3)
 - 速く(少なくとも100回/分)
 - 絶え間なく(中断を最少にする)
- 人工呼吸ができる場合は30:2で胸骨圧迫に人工呼吸を加える 人工呼吸ができないか、ためらわれる場合は胸骨圧迫のみを行う



救急隊に引き継ぐまで、または傷病者に呼吸や目的の ある仕草が認められるまで心肺蘇生を続ける。

日本蘇生協議会(JRC)と日本教急医療財団で構成するガイドライン制作合同委員会が 作成した教急競生のためのガイドライン2010、さいたま市教育委員会作成平成24年度版 体育活動時期における事故対応テキスト〜ASUKAモデル〜を参考にしました。

熱中症予防の原則

1 環境条件を把握し、それに応じた運動、水分補給 を行うこと

署い時期の運動はなるべく涼しい時間帯にするようにし、休憩を頻繁 に入れ、こまめに水分を補給する。WBGT等により環境温度の測定を 行い、下記の「熱中症予防運動指針」を参考に運動を行う。汗には塩分も 含まれているので水分補給は0.1~0.2%程度の食塩水がよい。運動前後 の体重を測定すると水分補給が適切であるかがわかる。体重の3%以上の 水分が失われると体温調節に影響するといわれており、運動前後の体重 減少が2%以内におさまるように水分補給を行うのがよい。激しい運動で は休憩は30分に1回はとることが望ましい。

2 暑さに徐々に慣らしていくこと

熱中症は梅雨明けなど急に暑くなった時に多く発生する傾向がある。また、夏以外でも急に暑くなると熱中症が発生する。これは体が暑さに慣れていないためで、急に暑くなった時は運動を軽くして、1週間程度で徐々に慣らしていく必要がある。週間予報等の気象情報を活用して気温の変化を考慮した1週間の活動計画等を作成することも大事である。

3 個人の条件を考慮すること

肥満傾向の者、体力の低い者、暑さに慣れていない者は運動を軽減する。 特に肥満傾向の者は熱中症になりやすいので、トレーニングの軽減、水分 補給、体態など十分な予防措置をとる必要がある。

また、運動前の体質のチェックや運動中の健康観察を行い、下痢、発熱、 療労など体調の悪い者は暑い中で無理に運動をしない、させない。

4 服装に気をつけること

服装は軽装とし、販温性や通気性のよい素材にする。直射日光は帽子で 防ぐようにする。

5 具合が悪くなった場合には早めに運動を中止し、 必要な処置をすること

WBGT [湿球黒球温度] とは

○温度環境を評価する指標 WBGTは暑さ寒さに関係する気温、湿度、輻射熱、気流の4要素を取り 入れた指揮

(計算方法)—

■屋外で日射のある場合

WBGT=0.7×温球温度+0.2×黒球温度+0.1×乾球温度 ※現在、WBGTを簡便に測定できる指標計があります。

■ 室内で日射のない場合

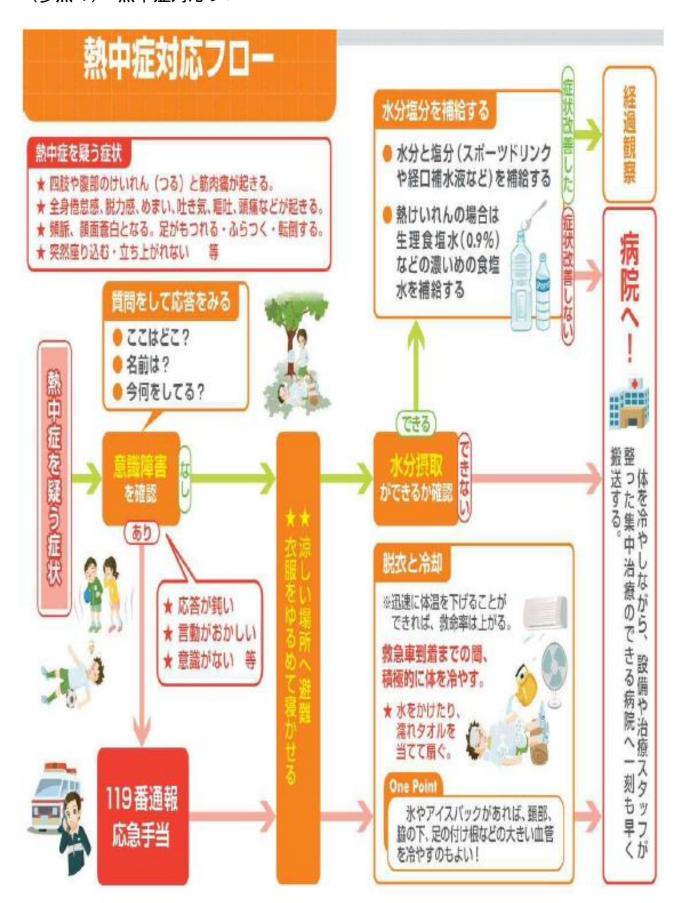
WBGT=0.7×湿珠温度+0.3×黑球温度

熱中症予防運動指針

運動は WBGT31で以上では、特別の場合以外は運動を中止 する。特に子どもの場合には中止すべき。 原則由止 31 27 35 WBGT28で以上では、製中症の危険性が高いので、激し 版重警戒 い運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。 (強しい運動 運動する場合には、頻繁に休息をとり水分・塩分の補給を は中止) 行う。体力の低い人、暑さになれていない人は運動中止。 28-24-31 警戒 WBGT25で以上では、製中症の危険が増すので、積極的 に休息をとり適宜、水分・塩分を補給する。 (精経的に 激しい運動では、30分おきくらいに休息をとる。 休息) 25-21-28 注意 WBGT21で以上では、駒中奈による死亡事故が発生す る可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運 (籍経的に 動の合間に積極的に水分・塩分を構給する。 水分補給) 21-18-24 ほぼ安全 WBGT21℃未満では、通常は射中症の危険は小さいが、 適宜水分・塩分の補給は必要である。 市民マラソンなど (議官水分 ではこの条件でも勢中をが発生するので注意。 編給)

- 環境条件の評価にはWBGTが望ましい。
- 乾球温度を用いる場合には、温度に注意する。温度が高ければ、1ランク 厳しい条件の運動指針を適用する。

※「スポーツ活動中の戦中虚予防ガイドブック(公益制団法人日本体育協会)平成25年4月改訂



(参照5) 落雷事故の防止について(平成30年7月文部科学省通知を参考)

- (1) 事前に天気予報を確認するとともに、天候の急変等の場合には、ためらうことなく計画の変更・中止等の適切な措置を講ずること。
- (2) 日本大気電気学会編「雷から身を守る―安全対策Q&A―改訂版(平成13年5月1日 発行)」によると、
 - ① 黒い厚雲が頭上に広がった際は、雷雲の接近を意識する。
 - ② 雷鳴は、かすかでも危険信号であり、雷鳴が聞こえるときは、落雷を受ける危険性があるため、すぐに安全な場所に避難する。
 - ※「安全な場所:鉄筋コンクリートの建物、自動車、バス等の内部]
 - ③ 人体は、同じ高さの金属像と同様に落雷を誘引するものであり、たとえ身体に身に付けた金属を外したり、ゴム長靴やレインコート等の絶縁物を身に付けていたりしても、 落雷を阻止する効果はない。
 - ④ 気象庁のホームページにおいて、詳細な地域分布と 1 時間先まで 10 分ごとの予報を確認できる「レーダー・ナウキャスト(降水・雷・竜巻)」(http://www.jam.go.jp/jp/radnowc/)等の情報が掲載されている。

(参照6) 落雷基礎知識 (日本大気電気学会ホームページより抜粋)

(1) 雷は高いところへ落ちる!

平地で立った人と、低姿勢の人が並んでいた場合は、立った人へ落ちるとほぼ断定できる。 万が一の場合は、姿勢を低く。

- (2) 林や森の中も危険!
 - 木の下は、木への落雷による側撃雷の危険性が高い。
- (3) 高い物体のそばは安全?

建物や車等周囲に何もないところでは、コンクリート製の電柱のそばが安全といえる。 物体が電気の伝導体で完全設置されていれば、そのそばの安全性は高い。